

学校法人昭和女子大学寄附行為

第1章 総 則

- 第1条 この法人は、学校法人昭和女子大学という。
- 第2条 この法人は、その事務所を東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

- 第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。
- 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 昭和女子大学

大学院	文学研究科 生活機構研究科
人間文化学部	日本語日本文学科 英語コミュニケーション学科 歴史文化学科 国際学科
国際学部	英語コミュニケーション学科 国際学科
グローバルビジネス学部	ビジネスデザイン学科 会計ファイナンス学科
人間社会学部	心理学科 福祉社会学科 現代教養学科 初等教育学科
生活科学部	環境デザイン学科 健康デザイン学科 管理栄養学科 食安全マネジメント学科

(2) 昭和女子大学附属昭和高等学校 全日制の課程 普通科

(3) 昭和女子大学附属昭和中学校

(4) 昭和女子大学附属昭和小学校

(5) 昭和女子大学附属昭和こども園

(6) ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和

- 第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
- 不動産賃貸業・管理業

第3章 役 員

- 第 5 条 この法人に、次の定数の役員を置く。
- (1) 理 事 10 人以上 11 人以内
 - (2) 監 事 2 人以上 3 人以内
- 第 6 条 理事は、次の各号により選任する。
- (1) 昭和女子大学の学長は、その在職中理事となる。
 - (2) 評議員のうちから選任される理事は 3 人とし、うち 1 人は、評議員の互選により、その他は、この寄附行為第 20 条第 1 項第 2 号に規定する者のうちから理事会がこれを選任する。
 - (3) 前 2 号の規定により選任された理事以外の理事は、この法人に功労ある者のうちから理事会が 4 人を選任する。
 - (4) 学識経験者のうちから理事会が、2 人以上 3 人以内を選任する。
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 第 7 条 監事は、この法人の理事、教職員(学長、その他の教職員を含む)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 第 8 条 理事のうち 1 人を理事長とし、理事の互選により選任する。
- 2 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総轄し、この法人の業務について、この法人を代表する。
- 第 9 条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。
- 第 10 条 この法人に、副理事長及び常務理事を置くことができる。
- 2 理事長は、理事のうちから副理事長及び常務理事を選任する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長特命事項を担当し、処理する。
 - 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人内部の事務を処理する。
- 第 11 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。
- 第 12 条 役員(第 6 条第 1 項第 1 号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は 3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることがある。
 - 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
- 第 13 条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。
- 第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第15条 理事会はこの法人の業務の決定を行い、あわせて理事の職務の執行を監督する。

2 理事会は、理事をもって組織する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。

5 理事会に付議される事項について、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第16条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、理事会において出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

第17条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。仮に理事会及び評議員会において適切な対応がなされない場合には、これ

を文部科学大臣に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

第4章 評議員会

第20条 評議員会は、次に掲げる28人以上38人以内の評議員をもって組織する。

(1) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任された者12人以上16人以内

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上の者のうちから選任された者12人以上16人以内

(3) この法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者3人以上5人以内

(4) この法人の理事長

2 前項第1号及び第4号に規定する評議員は、教職員又は理事長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第21条 前条第1項第1号及び第2号に規定する評議員は、理事会において選任する。

2 前条第1項第3号に規定する評議員は、前項及び前条第1項第4号の規定により選任された評議員の過半数の議決をもって選任する。

第22条 評議員（理事長である者を除く。）の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第23条 評議員会の議長は、理事長とする。

第24条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

第25条 この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項は評議員会の議決を要する。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

(2) 合併

第26条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画

(2) 運用財産中の不動産及び積立金の管理に関する事項

- (3) 寄附金の募集に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項
- (5) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (6) 収益事業に関して重要と認める事項
- (7) その他理事長が学校法人の業務に関して重要と認める事項

第27条 評議員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第28条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計

第29条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 授業料、入学金及び検定料
- (4) 収益事業から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

第31条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限

り、これを処分することができる。

第32条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金とするかして理事長が保管する。

第33条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

第34条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分する。

2 この法人の会計処理及び計算書類の作成に係る基準は、別に定める。

第35条 予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第36条 この法人の決算及び事業実績は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、これにつき監事、評議員会に報告し、その意見を求めるものとする。

2 収益事業会計の計算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

4 理事長において決算を評議員会に報告する場合には、監事の意見を添えなければならない。

第37条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は毎会計年度終了後2か月以内に作成し、これらについて監事の意見を求めるものとする。

2 この法人は、前項の書類及び第19条第3号の監査報告書を事務所に備え置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第6章 解 散

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第39条 この法人の解散（合併及び破産による解散を除く。）に伴う残余財産の帰属すべきものは、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決を経て選定する。

第7章 寄附行為の変更

- 第40条 この法人の寄附行為を変更するには、評議員会の議を経た後、理事会における理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
 - 3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

- 第41条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
 - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (4) その他必要な書類及び帳簿
- 第42条 この法人の公告は、昭和女子大学掲示場に掲示して行う。
- 第43条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人合併当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	人 見 圓 吉
理 事	保 坂 みや〇
同	坂 本 由五郎
同	玉 井 幸 助
同	人 見 楠 郎
同	上 井 磯 吉
同	松 平 俊 子
監 事	和 田 ツヤコ
同	尾 崎 克 孝

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十一年三月十八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成元年三月十七日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成四年三月十六日）から施行する。

附 則

平成五年十二月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

ただし、家政学部は、名称変更後の寄附行為第四条第一項の規定にかかわらず、平成六年三月三十一日に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

（家政学部存続に関する経過処置）

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成七年六月五日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年3月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年2月19日）から施行する。

ただし、生活美学科は、名称変更後の寄附行為第4条第一号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

（生活美学科存続に関する経過処置）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年3月16日）から施行する

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 8 月 1 日）から施行する

附 則

平成 13 年 8 月 1 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 14 年 6 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、文学部日本文学科、英米文学科、心理学科及び日本文化史学科は、名称変更後の寄附行為第 4 条第一号の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。（文学部日本文学科、英米文学科、心理学科及び日本文化史学科存続に関する経過措置）

附 則

平成 14 年 7 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 14 年 12 月 19 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 3 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認日（平成 16 年 10 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 3 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 12 月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。（昭和女子大学短期大学部初等教育学科の存続に関する経過措置）昭和女子大学短期大学部初等教育学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

平成 18 年 7 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（短期大学部文化創造学科第一部存続に関する経過措置）昭和女子大学短期大学部文化創造学科第一部は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科、生活科学部生活環境学科及び生活科学部生活科学科存続に関する経過措置）昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科、生活科学部生活環境学科及び生活科学部生活科学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 23 年 5 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 8 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 8 月 29 日）から施行する。

附 則

平成 28 年 4 月 1 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 理事長の下に、当分の間、総長を置く。
- 2 総長は、理事の中から理事長が指名する。この場合において、理事会の承認を得なければならない。
- 3 総長は、次に掲げる職務を掌理する。
 - (1) 大学及び附属校の将来構想に係る企画の策定、推進及び運営
 - (2) 国際連携
 - (3) ダイバーシティ推進
 - (4) その他、理事会において決議した事項

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 7 月 13 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 10 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。